

海外への社員慰安 旅行の費用の扱い

会社が実施する慰安旅行は、その目的や範囲そして金額の多寡によって税務上の取扱いは異なってきます。

今回は、会社の福利厚生の一環としての海外慰安旅行にスポットをあててみます。

1. 考え方

原則として、福利厚生費として処理されます。しかし、所得税で課税される役員報酬・賞与あるいは使用人の給与として処理されることもありますので注意が必要です。この判断は、次の実質判断と形式判断から導き出されますが、過去の裁決例も参考となりそうです。

2. 実質判断

その旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、使用人等の参加割合・使用者および参加使用人等の負担額および負担割合などを総

合的に勘案して実態に即した判断を行うこととなっています。

3. 形式判断

① 4泊5日以内の判断 その旅行期間が4泊5日（目的地が海外の場合は、その目的地における滞在日数）以内であること

② 50%以上の参加の判断 その旅行に参加する使用人等（工場、支店等で実施する場合は、その工場、支店等の使用人等）の50%以上の参加割合があること

4. 裁決例

平成8年1月26日裁決 シンガポールへ3泊4日で1人当たり約431千円、アメリカ西海岸へ4泊5日で1人当たり約454千円、カナダへ4泊5日で1人当たり約520千円につき各事業年度の福利厚生費の処理が否認された事例。

平成3年7月18日裁決 タイへ3泊4日で1人当たり約183千円の負担額が福利厚生費で妥当とされた事例。

この判断は一律に金額で決められないので、事前によくチェックする必要があります。

ナマの税務相談室

Q 先生、確定申告では私が自治体に収用された土地及び貸ビルの代替資産として、新築ビル、約100㎡敷地33㎡付の物件を取得。鑑定では計2億円ということです。

A 鏡一郎さんの収用は自治体との換地処分に伴い土地及び新築ビルを取得したものです。聞くとところによると、金繰りの都合で鏡さんはその物件を1億9千万円で転売したとか。

Q 転売した物件は、収用されたビル敷地付物件から200m位の距離の場所にあり、弟2人と数十年間相続関係のトラブルがあり、その解決が急を要したので、今年1億9千万円で弟に転売したものです。

A やはり、噂どおり。鏡さんはその物件転売のとき、税金は気にしなかったのですか。

Q 確定申告は収用代替資産の特例で、本年3月1日税金0で申告を税務署の協力の元

すませました。

A 鏡さん、私は転売に伴う税金が気になる。そのことを税務署に相談しなかったのですか。

Q 兄弟間のトラブル。転売のことなど、相談しません。

A 鏡さんは、損して売ったと思っていますが、この場合、収用の申告は昭和45年鏡さんが近藤さんから中古ビル敷地付で4千5百万円で取得した事実が代替資産に引継がれています。

短期譲渡所得にはなりません、譲渡価額1億9千万円、取得価額約4千5百万円で差益約1億4千5百万円に20%の税金がかかります。

Q 今、先生に渡された譲渡所得のパンフレットを拝見しました。私は2億円の原価の物件を1億9千万円で売ったから1千万円の損だと思っていました。……長期譲渡所得がかかるわけですね。先生、よく判りました。

ナマの税務相談室